

平成28年10月26日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・平成28年10月26日（水） 午後2時 ～ 午後4時10分
- ・教育委員会室

2 出席者

教育長	松川 禮子	事務局職員	
委員	稲本 正	副教育長	安福 正寿
委員	土屋 嶮	教育次長	高木 俊明
委員	月村 時子	義務教育総括監	水川 和彦
委員	野原 正美	総合教育センター長兼教育研修課長	折戸 敏仁
委員	森口 祐子	教育総務課長	國島 英樹
		教育総務課教育主管	堀 貴雄
		教育財務課長	小林 法良
		教職員課長	坂井 和裕
		教職員課福利厚生室長	森部 圭一
		教職員課教育主管	服部 照
		学校安全課長	服部 和也
		学校支援課長	北岡 龍也
		学校支援課教育主管	古賀 英一
		学校支援課教育主管	高田 広彦
		特別支援教育課長	林 雅浩
		社会教育文化課長	土井 信之
		体育健康課長	古田 憲司

3 議事日程等

報第1号、議第3号、及び事務局報告（4）について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成28年9月14日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 () 書きは事務局発言
<p>報第1号 教育委員会事務局職員の人事異動について（非公開案件）</p>	
<p>教育委員会事務局職員の人事異動を先決で行ったことを報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p>報第2号 岐阜県地方産業教育審議会規則の一部を改正する規則について</p>	
<p>学 校 支 援 課 長</p>	<p>岐阜県地方産業教育審議会規則の一部を改正する規則について報告し、承認を求めるものである。</p> <p>本議案は、議第3号「岐阜県地方産業教育審議会委員の任命について」と関連するものであり、その資料は43頁からである。</p> <p>前回の定例教育委員会（9月14日開催）において、岐阜県地方産業教育審議会委員の任命について議決をいただいたところであるが、本審議会において、本県産業教育の在り方を調査審議するに当たって、より本県産業の実情に即したご審議をいただくため、一部委員の変更を提案させていただきたいと考えている。具体的には議第3号のご審議の際に事務局よりご説明差し上げるが、この委員の変更のため、現行規則において規定されている「産業教育に関する学識経験がある者」と「関係行政機関職員」との内訳を撤廃し、より柔軟な委員の任命を可能とするためのものである。</p> <p>資料22頁の新旧対照表をご覧いただきたい。</p> <p>下段の旧規則では、第1条において本審議会の委員の構成を規定しており、同条第1号で「産業教育に関する学識経験がある者」として9人、第2号で「関係行政機関の職員」として3人をそれぞれ任命することとしている。</p> <p>しかし、時代の変遷に応じて本県の産業構造や県庁組織も変化しているため、今後、本審議会において産業教育の在り方についてご審議いただくためには、旧規則第1条の委員構成を撤廃し、そのときの状況や審議事項に応じて、外部委員、内部委員を柔軟に構成できるようにすることが適当であると考えている。</p> <p>このため、岐阜県地方産業教育審議会規則を改正し、上段の新規則のとおり、第1条を削ることとした。</p> <p>なお、近隣他県（愛知県、三重県、静岡県）の規定についても確認したところ、委員の構成の内訳を規定している例はないため、本県においても、今後そのように対応していきたい。</p> <p>また、冒頭に申し上げたとおり、議第3号において本審議会委員の一部変更を提案させていただくため、本規則の改正は昨日（10月25日）付けで施行させていただいている。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>報第2号について、挙手により採決する。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>全員賛成により承認する。</p>
<p>議第1号 平成29年度公立高等学校入学定員について</p>	
<p>教 育 総 務 課 長</p>	<p>平成29年度の公立高等学校入学定員について、お諮りする。</p> <p>入学定員の検討に当たっては、昨年度の公立高校入試の難易度を同程度にすることを基本とし、施設・設備環境、現在の中学3年生の進路希望状況、過去の入試の出願状況及び学校規模のバランスなどに配慮しながら検討を行った。</p>

	<p>来年3月の県内中学校卒業予定者数は20,071人であり、今春の卒業生数と比較して、419人の減少である。</p> <p>平成29年度の（公立高校全日制の）定員については、毎年、中学卒業生の7割程度が進学することから、419人の減少数の概ね7割を乗じた数を、40人単位に丸めると280人の減少となる。</p> <p>全日制の定員の実数は、県立高校の定員14,040人、市立高校の定員480人の計14,520人である。</p> <p>また、定時制課程及び通信制課程の定員については、平成28年度と同じで増減はない。</p> <p>続いて、各学区における全日制課程高校の定員数の増減について、岐阜学区は、全体として120人の定員減で、長良（普通科）、羽島北（普通科）、岐阜各務野（ビジネス科）をそれぞれ1学級減、計3学級減とする。</p> <p>西濃学区は、全体として80人の定員減で、大垣東（普通科）、大垣商業（情報科）をそれぞれ1学級減、計2学級減とする。</p> <p>美濃学区は、各校の入学定員について前年度から変更はない。</p> <p>可茂学区は、40人の定員減、加茂（普通科）の1学級減とする。</p> <p>東濃学区は、40人の定員減、恵那南（総合学科）の1学級減とする。</p> <p>飛騨学区は、各校の入学定員について前年度から変更はない。</p> <p>次に、27頁以降が、学校ごとの定員である。表中の※印は学区制の対象となる学科で、単位制以外の普通科やそのコースが該当する。これらの学科へは自分が住んでいる学区と、そこに隣接する学区の学校のみ受検できる。出願できる隣接学区については、資料の35頁をご参照いただきたい。</p> <p>なお、今回ご説明した内容については、教育委員会で決定の後、発表させていただく。</p>
稲本委員	私立高等学校の入学定員はどうか。
教育総務課 教育主管	私立の高等学校の全日制の入学定員については、全体で40人（1学級）の減と聞いている。
稲本委員	全体で何人となるのか。
教育総務課 教育主管	私立の高等学校の全日制の入学定員については、40人減り、4,200人である。
月村委員	定時制と通信制の入学定員の増減がないが、そのニーズはどうであるのか。
教育総務課 課長	40人定員の定時制高校の入学者数は40人を下回っている。最小の単位が1クラスの40名であり、各定時制の高校の定員をなくすわけにはいかないため、定員の変更がないといった結果になっている。
月村委員	定員に対する欠員は何人であるのか。
教育長	定時制には、夜間の定時制と、華陽フロンティア高校、東濃フロンティア高校等にある中間の定時制がある。夜間の定時制に通う生徒数は必ずしも多くないと思うが、全体として、定時制に通う生徒数のこの10年間の動向はどうか。

ホームページ公開用

教育総務課 教育主管	通信制は倍増まではいかないが、この10年で大きく増加している。今年度については、約2万人の中学校卒業者に対し、822人の生徒が私立も含めた通信制に進学した。
教育総務課 課長	定時制については、今年度600人の定員に対して、457人が入学したため、欠員は143人である。
教育総務課 教育主管	先ほど、ここ10年間の通信制の動向についてご説明したが、定時制の動向については、平成19年度の入学者数が543人(全体の2.6%)に対し、今年度の入学者数は464人(2.3%)であり0.3%の減となっている。 先ほどの補足となるが、通信制の動向については、平成19年度の480人(2.3%)に対し、今年度は822人(4.0%)となっている。 この10年間の変化について、定時制は若干の減、通信制については2倍近くの増となっている。
月村委員	定時制の定員数(600人)と通信制の定員数(320人)は倍近く違う。生徒たちにとって通信制の方が通いやすいというのであれば、定員数について検討してもよいのではないか。
教育総務課 課長	教育委員会全体での話でなく教育総務課内での話であるが、卒業後の毎日の会社勤務のことも考慮している。また、(グループ1などの)全日制の小規模校等では、丁寧な授業を展開しているため、通信制への進学を考えている生徒が、これらの学校に進学できないかと考えている。
教育長	県立の通信制高校の入学定員320人に対して、今年度の通信制高校への入学者数が822人であることから、広域通信制高校も含めた私立の通信制高校に通っていることになる。 将来の社会的な自立を考え、教育総務課長が話した方向に進むとよいと思うが、今の学校システムに適応しない生徒がいることは事実である。そういった子どもたちが毎日通うことができる学校について考えていくことは大きな課題である。
教育長	議第1号について、挙手により採決する。
教育長	出席者の過半数以上の賛成により、原案のとおり可決する。
議第2号 岐阜県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則及び岐阜県市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則の廃止について	
教職員課 課長	岐阜県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則及び岐阜県市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則の廃止について、お諮りする。 なお、これらの規則の廃止は、教員の評価制度そのものに実務的な影響を与えるものではない。その説明のため、教員の勤務評価制度の変遷についてご説明申し上げる。 教員の勤務評価制度は、昭和33年に始まり、第一期、第二期、第三期の大きく3つの時期に分けられるものとする。 【第1期 教員の勤務評定導入】教員の勤務評価制度は、昭和33年に「勤務成績の評価に関する規則」並びに「要綱」が制定され、以後、毎年、定期的に評価は行われてきている。根拠法令は地方公務員法であり、第40条第1項(任命権者は、職員の執務

	<p>について定期的に勤務成績の評価を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならぬ)に基づき実施されてきた。</p> <p>しかしながら、昭和33年に初めてこの制度が導入された当時は、教職員組合を中心に全国で激しく反対運動が展開された。これは、勤務評定が教員の業務になじまないといった主張であり、後に「勤評闘争」と評されるほど、制度に対して激しい抵抗があった時代である。</p> <p>なお、教員の業務が評価になじまないという主張の理由として、一つは、教育の成果はもともと見えにくく、時間がかかるものであることがあげられる。</p> <p>例えば、生徒個人の特徴や環境の差により、その成果の具体も所要時間も100人いれば100通りという考えである。また、教員組織そのものが構造的にフラットで、階層的ではないことなどもあげられる。</p> <p>このような時代背景の中、教員の勤務評定は、殆どの都道府県において、規則を制定して開始された。同じ公務員でも、知事部局や警察の勤務評定は、最初から「規則」がなく「要綱」のみで運用しているが、当時、激しい反対運動の中、県教育委員会としては、勤務評定実施の明確な根拠を規則に求める必要があったものと推測される。</p> <p>【第2期 人材育成制度への転換】次に、評価制度の人材育成への転換については、平成12年、教育改革国民会議の報告で、教師の意欲や努力が報われ評価される体制をつくることが提言され、中央教育審議会において「新しい教育評価システムの導入」が答申された。その後、数年間の研究期間を経て、岐阜県においても、平成19年に現行制度に改正した。その改正の大きなポイントは「透明性の担保」「客観性の担保」「自己啓発面談の実施」の3点である。</p> <p>「透明性の担保」については、希望者に評価の結果を開示することとなり、約50年に渡り部外秘としていた評価結果を本人にフィードバックすることとした。「客観性の担保」については、校長のみの評価であったものが教頭を加えた複数での評価とした。「管理職面談の実施」については、職員が管理職と直接面談を行う中で、自己目標を設定し教育に取り組むことで人材育成につなげるようにした。</p> <p>なお、勤務評価の結果は、職員の昇任、表彰、研修派遣の実施、勤勉手当等に反映されている。</p> <p>【第3期 人材育成制度の充実】そして、平成28年度から、第二期の制度を踏襲し、より充実・発展させるものとして、希望者への開示としていた評価結果を、原則全員に開示することとし、自己啓発面談等の目標管理についても、正式に制度に位置付けることになった。</p> <p>平成28年4月から改正地方公務員法が施行され、勤務評価は「人事評価」となり、人事評価に必要な事項については、任命権者が定めることまで明記されたため、改めて規則により制度の概要を示す必然性は弱まったものと考えられる。また、現在、実務的な内容は要綱にまとめていることから、今後、要綱で管理することが合理的であると判断し、議案を提出した。</p> <p>現在、教員の勤務評価については広く社会的に認知され、「規則」制定が必要であった時代背景は十分解消していると考えられる。また、今回の見直しを機に、現在は規則と要綱に分けて構成されている規定を、実施要綱単独で整理し直すことが、制度の周知理解の上でも合理的と考えられる。</p> <p>なお、近県においては、三重県が、昨年、本県と同じ理由で規則を廃止し、愛知県は、最初から規則を定めず要綱で実施している。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>勤務評価より、今の時代は、人材育成が大切であると考えます。育成して評価することが基本であると思うが、育成との関係はどのようになっているか。</p>
<p>教職員課長</p>	<p>ご指摘のとおり、人材育成は、管理職の重要な任務であると考えている。そのことを踏まえ、現在、職員と定期的な面談を行い、自己目標を立てさせ、評価を行いながら、成長段階（キャリア）に応じた育成を図っている。</p>

ホームページ公開用

森口委員	勤務評価は難しいものであると思うが、勤務評価の開示を希望する職員は何割くらいいるのか。
教職員課長	ここ数年の状況については、数名である。
森口委員	開示を希望する職員が数名であることは、開示を希望されなかった（大多数の）職員は、正当な評価が行われていると思っているからであるのか。 評価の内容として、ここを見て欲しいといった意見は出てこなかったのか。
教職員課長	評価項目については、教科指導や生徒指導などオープンなものになっており、能力、実績、意欲態度について評価することは話している。 校長としては、教員の今後の成長のためにアドバイスを行うことをメインとして評価を行っている。 そのため、評価項目を増やして欲しいといった意見は出てきていない。
土屋委員	第三期の評価について、評価結果は第二期と同じように、職員の昇任、表彰、勤勉手当等の処遇に反映されるのか。
教職員課長	反映される。
土屋委員	（資料にある評価の段階の）SとCではかなり処遇は違うのか。また、我々が面接を行っている管理職選考試験は、勤務評価とどのように関係するのか。
教職員課長	（SとCでは）処遇は違ってくる。第三期においては、（評価は）業績と能力に分っており、業績については、勤勉手当に影響する。 管理職選考試験を受ける者は、所属長から推薦のあった者であり、推薦があった者はB評価でなく、SやAの評価の者である。そういったことから評価が昇任に反映されている。
土屋委員	SやAの比率はどれくらいか。
教職員課長	絶対評価であるため、その比率の割合を定めてはいないが、最近の傾向として、比率の割合が安定してきている。その内訳は、およそSが5%、Aが25%、Bが7割である。Cはほとんどいない。
教育長	この5段階評価は勤勉手当には反映されるが、給与には反映されないのか。
教職員課長	給与について、最下位ランクのDについては反映されるが、ここ数年、D評価の職員はいない。
教育次長	勤勉手当の反映については、評価の高い者について反映させてるものではなく、評価の低い者の手当を抑制するものである。
土屋委員	業績評価の業績とは、先生にとってどういったものであるのか。
教職員課長	年度当初の面談の中で、今年度は遅刻者を減らすように頑張るなど、目標を決めさせ、その目標に対し、助言、修正を行っている。 目標は学校によっても違ってくることから、教員が目標をもって一年間頑張っていくサイクルとして目標設定を決めさせている。それが業績評価の目標になる。

ホームページ公開用

	<p>業績評価は、努力を要する場合には手当の抑制につながるが、(評価の高い者の) 手当が膨らむことはない。</p>
稲本委員	<p>メンタルが原因で長期に休まれる教員の兆候が、面談で見えてくることがあるのか。</p>
教職員課長	<p>面談で、悩みを聴いたり、様子が不安定であるなど感じた場合は、早急に打てる手を打っている。 そういったチャンネルは校長だけでなく、教頭や主任、同僚など、情報共有しながら対応している。</p>
教育長	<p>地方公務員でも教職員は一般公務員と違い、管理職を除くと職階制がなく、教職員はフラットである点が難しいところである。</p>
森口委員	<p>メリット、デメリットはどうしてもあるものだが、こういった評価制度が仕事の遣り甲斐につながるとよい。 児童生徒の違いによっては、(素直な生徒ばかりで) 自然により評価が得られる場合もあると思うが、上手くいかない困難な状況のときにチームワークを発揮することが、教育の現場である。 こういったときの見えない評価を見て欲しいといった気持ちがあるのではないか。</p>
教育次長	<p>実際に、教育の現場に評価が馴染むかどうかと言った議論は今もある。 評価制度が今のシステムになって、校長が全職員と面談する機会をつくることのできるようになった。 年度始めに、それぞれの教員に目標を設定してもらい面談を行うが、私が校長のときは、目標の細かなことを指摘するのではなく、職員とコミュニケーションを図り、職員の状況を知ってから目標についてのアドバイスをを行った。また、年度末は、一年間の報告を受けながら、次はどう頑張っていくかを聞くなど、コミュニケーションをとるツールでもあった。評価については希望があれば開示するが、私が校長のときは一度も開示の希望はなかった。 県立学校では約4000人の教員がいるが、開示の希望があったのは10人くらいであったと報告を受けている。 CとDの評価が勤勉手当に反映されるが、僅かな数であり、高い評価を勤勉手当に反映させることについては、まだまだ議論が必要であると感じている。</p>
稲本委員	<p>チェックされているだけだと感じるとモチベーションが下がるため、先生方のモチベーションが上がる方向に、評価制度が生かされると良い。 生徒はいうことを聞かず、先生もやる気がなかった困難な学校が、近年、大変よい学校になった。森口委員も述べられたが、学校がよくなれば、先生は何もしなくても評価がよくなることがある。(学校を変えるため) 困難な時期に大変頑張った教員がおり、そういった教員が評価されるとよいと思う。 また、評価制度については、評価を行うだけでなく、モチベーションが上がるような活用ができるとよいと思う。</p>
教育長	<p>議第2号について、挙手により採決する。</p>
教育長	<p>全員賛成により原案のとおり可決する。</p>
<p>議第3号 岐阜県地方産業教育審議会委員の任命について (非公開案件)</p>	

岐阜県地方産業教育審議会委員の任命について諮り、可決された。

本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

事務局報告

(1) 平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果について

学校安全課長

平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果について報告する。

まずは、岐阜県の国公私立すべての学校についての調査結果について報告する。このことについて、今年度は、暴力行為数、いじめ認知件数、不登校児童生徒数が、明日以降、まとめて文部科学省から発表される。なお、昨年度は、いじめ認知件数のみ、別日に発表された。

結果については、校種別、件数、千人当たりの件数・人数、全国順位が掲載される。

暴力行為について、今年度は、小、中、高等学校別に報告される。昨年度はまとめて岐阜県として（5位と）報告された。この件については、今年度は、小学校の3位が際立ってしまっている。

なお、いじめについては、19位、不登校については、小・中・高等学校について、それぞれ11位、12位、34位と報告される。

資料 54 頁をご覧ください。暴力行為について、小学校は岐阜県が3番目となっているが、少ない県では、秋田県7件、福井県が4件、多い県では、神奈川県が3,371件といったように、各県でかなりの開きがある。

制度的に暴力行為についての定義はあるが、認知の仕方については、各県により違いがあることをご理解いただきたい。

公立学校の調査結果の概要について、詳しくご説明する。

資料 48 頁をご覧ください。暴力行為は、小学校において、前年度と比べ 116 件増えた。中・高等学校については、前年度とほぼ同数である。

発生件数の年度別の推移について、小学校は、平成 16 年度から増加している。また、学年別に見ても、ここ 5 年間、小学校は、1 年～4 年の各学年において増加している。低年齢の頃から、手や足を出す、人の物（筆箱など）を壊すといった行為があることは確かなことである。どういったものが増えているかということと児童間における暴力行為（94 件）である。

資料 49 頁をご覧ください。いじめについては、再発を繰り返したり、自殺など大きな事件につながる恐れがあることから、数字が大きくなると情報だけが独り歩きしていくこともあるが、細かなものも拾い上げていくといったことを県教育委員会としては、各市町村教育委員会や、各学校に周知している。なお、いじめの認知件数は、今までは少なかった県も含め全県的に増えているので、県の全国順位は下がってきている。

学年別推移をみると、いじめの件数は小学校から中学校1年生にかけて増えている。県としては、認知件数よりも、いじめの解消率が重要であると考えており、先生方の頑張りのもあり 100%に近い解消率となっている。しかし、これは100%にしなければならぬものなので、年度を跨いでも100%にするように学校は取り組んでいる。

資料 50 頁をご覧ください。不登校については、中学校で減少しているように見えるが、1000人当たりの不登校生徒数は微増となっている。不登校になってしまった児童生徒については、勿論、手厚く支援をしていくが、新たな不登校を生まないこと（未然防止に）重点を置いており、③-6のグラフにあるように、新規に不登校となった生徒の数は減少しており、取組の成果が見られる。今後は、③-5のグラフにあるように、不登校は長期になるほど解消が難しいため、状況に応じ、スクールカウンセラー

	<p>やスクールソーシャルワーカー等の活用時期を見極めるなど、新たな不登校を生まないことに加え、長期に渡らないような対策が必要であると考えている。</p> <p>高等学校については、不登校、中途退学者が少しずつ減少している。しかし、広域通信制高校等への転学者については、この統計に数字として表れていないため、注意する必要がある。岐阜県の特徴は、他県より、多くの長期の欠席者を不登校として捉えていることである。（県によっては、長期の欠席者を、不登校としてではなく病気や経済的な理由によるものとしてカウントしている。）不登校の数が多くなることよりも、不登校として捉え解決していくことに重点を置いている。</p> <p>各項目の分析と対応については、53頁にまとめている。</p> <p>生徒指導上の問題については、人間関係を上手く作れない子ども達が、暴力行為をしたり、不登校、いじめにつながるものが考えられるため、学校の中で、望ましい人間関係を築く力の向上に取り組んでいるところである。</p> <p>いじめについては、先生たちが、面談やアンケート調査等、岐阜県では複数回に渡り100%実施しているためその数は増えているが、問題行動としてきちんと捉え、再発の防止や、長期に渡っての見届けに努めている。</p> <p>スクールカウンセラーについては、115名を配置し、すべての学校で活用できる体制となっているが、スクールソーシャルワーカーについては、数名の配置であり、配置されてからまだ3年で、学校での活用法についてもあまり進んでいない。しかし、小学校の低学年においては、家庭ではすごくいい子が学校で暴れるなどの状況が見られるようになってきたため、来年度以降、スクールソーシャルワーカーを活用し、家庭等の問題も含め生活環境等の背景を見極め、対応していけるようにしたいと考えている。</p>
森口委員	<p>暴力行為の捉え方については、各県によって異なるようであるが、岐阜県において、最も重大だと思われる暴力行為と、こういった行為も暴力行為として捉えているといった例を教えていただけないか。</p>
学校安全課長	<p>児童生徒が入院したり、警察対応となった案件はない。隣の席の子の筆箱を落とすといった行為や、鉛筆を折ってしまうなどといった行為も暴力行為として捉えている。</p> <p>小学校の3、4年生くらいまでは、その行為が目に見えるので、大きくなる前に、その段階で丁寧に対応していくことで、高学年、中学、高校と進んだときに、少しでも今より改善していくものと考え取り組んでいる。</p>
野原委員	<p>以前、いじめの件数についても、岐阜県は全国でかなり高い順位で色々と言われたことがあった。</p> <p>今回、暴力行為について、岐阜県の小学校の順位が3番目であることから悪いイメージが植え付けられてしまう恐れがあるが、今、一生懸命頑張らせていただいていることがひしひしと伝わってきたので、高い意識をもって（細かなものも暴力行為として）カウントしていることを発信し、マスコミも順位に捉われない報道に努めていただきたい。</p>
稲本委員	<p>全国順位については、基準がはっきりとしていないので、各県の捉え方によって結果が違ってくる。文部科学省も、発表を行うときに気を付ける必要がある。</p>
月村委員	<p>暴力行為についてもいじめについても不登校についても、それぞれが独立している訳ではなく関連性があると思われる。小学校低学年においては家庭教育について指導していかなければならないと感じる。</p> <p>例えば、幼稚園でも母親が対応の仕方が分からないといった現状があり問題であると感じる。小学校低学年までは、子どもとともに親も指導していく必要がある。</p> <p>幼稚園では、何かあると、先生が保護者に事細かく様子を伝えるが、小学校になるとそういったことが少なくなる。今の保護者をみていると、もう少し指導（支援）してあげないといけないのではないかと思う。</p>

ホームページ公開用

<p>学校安全課長</p>	<p>学校に競争原理は入ってきたが、昔はあったと思われる協力するといった概念が不足していると感じるため、叫び続けなければならないと感じている。 今回、センセーショナルに報道されることになると思われるので、小学校低学年等において、保護者とともに対応していくチャンスとして捉えたい。</p>
<p>野原委員</p>	<p>先日、西濃地区生徒指導連携強化委員会、子どもの居場所と絆づくり県民運動推進会議、社会教育推進会議に参加した。そこで、家庭教育支援員の方から活動の様子について伺った。始まったばかりではあるが期待できる取組であると感じたため、家庭教育支援員の活動について、事務局から紹介いただければと思う。</p>
<p>社会教育文化課長</p>	<p>各家庭でどのように教育を行っていくのがよいかといったモデル事業の実施を、今年度から海津市、中津川市、北方町で実施している。 西濃地区での会議ということで、海津市の家庭教育支援員の活動になるが、海津市では不登校児童生徒が多い現状があり、チーム体制で家庭教育の支援を行っている。</p>
<p>野原委員</p>	<p>具体的には、家庭教育支援員の方が、保護者が集まる機会に話やアドバイスをやっているとのことである。また、個々の相談に対しては、アドバイス等のフィードバックがあることも伺った。子どもが小さいときに、周りに相談できる人がいない核家族が増加しているなか、相談ができる家庭教育支援員が、どの市町村にも設置されると保護者が安心して子育てを行うことができると感じた。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>高校生の中退者数については、岐阜県は全国で41位である。また、高校生の不登校数についても全国で34位である。(小学生、中学生の不登校数は、それぞれ全国で11位、12位である。) いじめや暴力行為については、定義がしっかりしておらず、各県の捉え方によって結果が違ってくるが、中退者や不登校の数については、客観的なデータであり、間違いのない数値である。 岐阜県においては、小中学校では、若干の問題がありそうだが、高等学校では、教育の効果が結果として表れ良くなってきているとみることもできる。この点を、外部に向けて発表するとよいと思う。</p>
<p>(2) 平成28年第4回岐阜県議会定例会における審議結果について</p>	
<p>(3) 平成28年第4回岐阜県議会定例会教育警察委員会の概要について</p>	
<p>教育総務課長</p>	<p>平成28年第4回岐阜県議会定例会に挙げた議案は、補正予算とパーソナルコンピュータの取得についての2件である。なお、パーソナルコンピュータの取得については、普通科高校におけるパソコンを更新するためのものである。これらの議案については、9月21日に提案し、教育警察委員会に付託され、10月14日に本議会で原案通り可決された。 一般質問では、10名の議員から25項目にわたる質疑があった。内容は、県立高校の活性化、障がい者の就労支援、グローバル教育の推進、英語教育の教科化などについてであり、いずれも教育長が答弁を行った。 また、10月11日に開催された教育警察委員会の質疑の内容は資料に掲げている。</p>
<p>(4) 総合教育会議(第2回)について(非公開案件)</p>	
<p>次回開催予定の総合教育会議(第2回)において、論点として想定される内容について報告した。</p>	

(5) 岐阜県における全国レベルの表彰について

(6) 平成28年度教育委員会行事予定について

教育総務課長

岐阜県における全国レベルの表彰について、スポーツ部門の8月分を掲載しているので、ご確認いただきたい。9月分については、来月報告する予定である。なお、文化部門については、該当案件はない。

また、平成28年度教育委員会行事予定について、前回からの変更点は、スクールミーティング、教育モニター連絡モニター情報連絡会議、東海北陸ブロック教育委員全員協議会、学校視察、高校教育に関する情報交換会、教育委員会退職者表彰であるので、ご確認いただきたい。

閉会

午後4時10分、閉会を宣言する。